

相談事例2 70代女性

防犯警備装置

3ヶ月前、警備会社を名乗る事業者が訪問してきた。「近所で空き巣の被害がある。機器を設置すれば、盗難や火災があった時、会社に連絡が入り、すぐに駆けつける、体の具合が悪くなったときもすぐに行く」と言われた。帰ってくれといっても帰ってくれない。何度もいらないと断ったが機器を取り付けられてしまった。男性3人が部屋に上がりこみ、断りきれず、契約書に署名し、45万円を支払ってしまった。

【相談の結果】②あっせん解決

相談者の話を詳しく聞くと「警備会社からきた」、「駆けつける」などの説明が事実でなかったことや、「いない」、「帰って欲しい」と相談者が申し出ているにもかかわらず、帰らなかしたことなど、問題の多い契約であり、あっせんを行ないました。

交渉の結果、契約は取り消しになり、既払い金は返金されました。

相談事例3 60代男性

架空請求のハガキ

突然、身に覚えのない料金を請求するハガキが届いた。「民事訴訟催告通知」という題目で、料金が未納になっているため訴訟が提起されている、裁判の取り下げ期日内に連絡するように、期日が過ぎれば、出廷命令が出され、出廷拒否の場合は、財産の差押をするという内容だった。連絡をしたほうが良いのか。

【相談の結果】③情報提供による解決

これは、架空請求の代表的な手口です。連絡しないで無視するように伝えました。電話をすれば、個人情報を提供することになります。

連絡をすると、架空の弁護士事務所を紹介され、「今なら裁判の取り下げが出来るので、50万円の和解金が必要」と言われ、支払った被害例があることを、相談者へ情報提供しました。

相談事例4 30代男性

新築建売住宅の不具合

新築建売住宅を購入したが、床下に汚水がたまっていた。2ヵ月後に気がつき、申し出たところ、排水管の設置に問題があることがわかった。建築業者に修繕工事や損害賠償を求めたが、交渉が難航している。

【相談の結果】④他機関を紹介

住まいに関する専門窓口を紹介し、相談を受けることになった。

消費生活相談に寄せられる様々な分野の相談は、今後、被害にあわないと防止策に役立てられます。

消費生活相談員は、消費生活相談だけでなく、地域に出向いて消費者被害の実態や被害に遭わないと対策についてお話しする出前講座の講師としても活動しています。※出前講座の問合せ先は8ページ参照

広告

いつも新しい感動を

京都ブライトンホテル



京都ブライトンホテルは京都御所の西、閑静な住宅街にあります。ここは、千利休や武者小路千家官休庵に代表される茶の湯文化の中心地。この場所にふさわしく、新しい文化発信基地となるようよりよい商品とサービスを提供し続けてまいります。



〒602-8071 京都市上京区新町通中立売(御所西)
Tel.075-441-4411(代) Fax.075-431-2360
<http://www.brightonhotels.co.jp/kyoto>

広告



長三郎



京の老舗タケウチの
こだわりの筆記具
「長三郎」

OFFICE ENSEMBLE 株式会社 タケウチ

三条大宮西入 075-841-3115
<http://www.webtakeuchi.com>